

標準都道府県議会会議規則新旧対照表

現行	改正後
目次 第一章～第十七章 略 第十八章 補則（第百三十条） 附則	目次 第一章～第十七章 略 第十八章 補則（第百二十九条の二―第百三十条） 附則
（会議時間）	（会議時間）
第九条 会議時間は、午 ○時から午後○時までとする。 <u>ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰上げ又は延長することができる。</u>	第九条 会議時間は、午 ○時から午後○時までとする。
2 <u>会議時間の繰上げ又は延長の動議については、議長は、討論を用い</u> <u>ないで会議に諮って決める。</u>	2 <u>議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、</u> <u>会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員</u> <u>○人以上から異議があるときは、討論を用い</u> <u>ないで会議に諮って決</u> <u>める。</u>
（新設）	3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急</u> <u>を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知す</u> <u>ることにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。</u>
3 <u>会議の開始は、号鈴で報ずる。</u>	4 <u>会議の開始は、号鈴で報ずる。</u>
（開票及び投票の効力）	（開票及び投票の効力）
第三十一条 略	第三十一条 略
2・3 略	2・3 略
（新設）	4 <u>投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必</u> <u>要な事項は、議長が定める。</u>
（発言の通告等）	（発言の通告等）
第五十条 略	第五十条 略
2～4 略	2～4 略

5 通告した者が欠席したとき又は発言の順位に当たつても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。	5 通告した者が欠席したとき(第六十一条の二の規定により質問するときを除く。)又は発言の順位に当たつても発言しないとき若しくは議場に現在しないとき(同条の規定により質問するときを除く。)は、通告は、その効力を失う。
	(質問の特例)
(新設)	第六十一条の二 議場に現在しない議員について次に掲げる場合に該当すると議長が認めるときは、当該議員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、質問することができる。 二 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の議員個人の責に帰することができない事由により出席が困難である場合 二 育児、介護その他のやむを得ない事由により出席が困難である場合
(議長への通知)	(議長への通知)
第六十四条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。	第六十四条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所(法第九十九条第九項の規定による条例の規定により全ての委員が委員会に出席するものとみなされる場合はその旨)、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。
	(資格決定の通知)
第七百七条 削除	第七百七条 法第二百二十七条第三項の規定により準用される法第一百八十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。
(携帯品)	(携帯品)
第九百九条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。	第九百九条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。
(会議録の記載事項)	
第二百二十四条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。	第二百二十四条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。
一・二 略	一・二 略
三 出席及び欠席議員の氏名	三 出席議員及び欠席議員の氏名(第六十一条の二の規定により質問した議員とそれ以外の議員とを分けて記載すること。)

四～十五 略	四～十五 略
2 略	2 略
<u>〈第二百二十四条参考〉〔電磁的記録により作成する場合の例〕</u>	(削除)
<u>〈第二百二十五条参考〉〔電磁的記録により作成する場合の例〕</u>	(削除)
<u>〈第二百二十六条参考〉〔電磁的記録により作成する場合の例〕</u>	(削除)
<u>〈第二百二十七条参考〉〔電磁的記録により作成する場合の例〕</u>	(削除)
第十八章 補則	第十八章 補則
	(電子情報処理組織による通知等)
(新設)	第二百二十九条之二 <u>議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第一項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。</u>
	2 <u>議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u>
	3 <u>前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用す</u>

	る。
	<p>4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第二十条、第四十条第三項、第八十九条第一項、第九十条第一項及び第二百五条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。</p>
	<p>5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項及び次条第三項において「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</p>
	<p>6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。</p>

	(電磁的記録による作成等)
(新設)	第二百二十九条の三 この規則の規定(第二十八条第一項(第八十四条において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。
	2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。